

## 春日井市情報システム運営委員会要綱

### (設置)

第1条 本市の保有する情報システムの円滑な管理運用を図り、情報セキュリティ対策を総合的に実施するため、春日井市情報システム運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報システムの管理及び運用に関すること。
- (2) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事務。

### (組織)

第3条 委員会は、会長及び市職員のうちから市長が命ずる10名以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長が指名する副市長をもって充てる。

### (会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

第6条 会長は、第2条に掲げる事項について必要と認めるときは、

関係する課等の長で構成する部会を設置することができる。

2 部会の組織及び運営方法等については、別に定める。

(関係職員の出席等)

第7条 会長は、審議のために必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴き又は関係資料を提出させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部情報システム課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

2 春日井市情報処理審査会要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。